

## 第24回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月27日(水) 14時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 (都市計画法④、土採取等規制条例④、廃棄物処理法④)	

### 1 開 会 (14時開始)

### 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換  
(都市計画法④、土採取等規制条例④、廃棄物処理法④)

### 3 議事の内容

#### ○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第24回会議を開催します。

それでは、次第の1ですが、前回に引き続いて、行政対応に関する考察等について意見交換をやっていきたいと思います。今日は都市計画法の4回目ということで、福田さんから、資料に基づいて御説明をお願いします。

#### ○福田土地対策課長

では、都市計画法です。よろしくお願いします。

私の方で、恐らく皆さん画面で見ているのでカラーになっていると思うのですが、色が青と緑の2色だと思えます。前回12月11日のときに清水参事から書きぶり修正という形で送っていただいたものが反映されている部分が青になっています。

それから2つ目として、前回御指摘いただいた内容、例えば、ここを直した方がいいよというところに対応した部分は緑になっています。

それと、もう一つですが、新聞記事に関する検証が都計法の場合たくさんありまして、

そういうところをごそっと入っている部分があります。それも緑になっています。

あと、本来色をつけなくてはいけなかったのかもしれないですが、実は、3番の(2)の土地改変行為の経緯、事実関係の経緯の部分の書きぶり修正もしていますが、そこは色をつけていないので、そこはそのまま読んでください。

では、まず最初のところ、1ページ目になります。■■■■■による無許可開発エリアという航空写真ですね。その航空写真の中の赤く囲ってあるところが無許可開発エリアですが、その無許可開発エリアを特定する経緯について書いた方がいいということだったので、右上に白く枠が作ってあるものがそうなります。

無許可開発区域(赤枠)は、命令書に記載された地番の位置を航空写真に重ね合わせたものであり、無許可開発区域界を示すものではないということです。書いてある意味ですが、結局、無許可開発されている部分は、上の丸のところにも書いてありますとおり、もともと区域図があるわけではないので、正確にどこからどこまで開発されていたのかというのが(地図に)落とせません。ですので、公図の地番をここに落としてあり、あくまで区域界ではありませんということで載せました。

○内藤総務局長

これより狭い。

○福田土地対策課長

そうですね。最大がこのエリア。

○内藤総務局長

これがマックスだよということで。命令書って単に書いてあって分かりますかね。

○福田土地対策課長

上に丸があって、「■■■■■」の行為は、無許可、無届けであり、正確な区域・面積は不明であるが、措置命令書では以下の土地が挙げられている」と書いてあって、地番が書いてあるので、ここから順番に見ていってもらえば分かるはずなんです。

○内藤総務局長

なるほど。

○福田土地対策課長

国土地理院の航空写真を使っているものですから、出典としてこうやって書きなさいと書いてあったので、出典、国土地理院ウェブサイト(2005年11月8日)というのも載せてあります。というのがまず1つです。

それから先に進みまして、次はほんのちょっと、10ページの3(3)ですね。事実関係を補足する職員への聴き取り調査の結果のところですか。これはもともとなかったのですが、静岡新聞に掲載された20年前の土砂崩れの内容というところに、その出典、乱開発で

20年前土砂崩れ(2023年7月2日付静岡新聞朝刊関係)というのをここにに入れてあります。

それから、12ページになります。12ページの4番の事実関係を踏まえた論点に対する考察の、無許可開発に対する是正措置への対応は適切であったか、の部分はごっそり青字に変わっています。清水さんから前回送っていただいた書きぶり修正をそのまま載せてありますが、一部空欄というか、丸になっていたところがあって、そこを埋めたところが上から4ポツ目ですね。ここを埋めまして、「防災工事承認申請書の添付書類として、排水施設の数量計算書は残存するものの、当該施設の位置図や設計図が残存しないため、公文書上、当該計画の妥当性の確認ができないが、当時の担当職員の記憶では」、また「当時」が来ちゃうものですから、ここ「申請書では」とか直そうかなと思っているのですが、「申請書上は各種図書が添付されており、審査の結果適切な計画と判断したとのことであった」と入れました。

次は13ページに飛んでください。ここは全て緑字になっていますが、もともとは全く一文字もなかったところになります。これも新聞関係です。もともとの新聞が、この前、つい最近11月9日付の静岡新聞の朝刊に載った集水用穴の記事です。業者が集水用の穴を掘っていた。そこから水が落ちて、それが崩落のもとになった、というような書き方がされております。

それに関して、「無許可開発事業者による緊急防災措置工事への対応について」というテーマで事実確認と考察をしています。「■■■■■は、措置命令により命じられた土砂流出防止措置に先行して、2003年3月、無許可開発区域内において、緊急防災措置を計画・施工した」。これ、いきなり言うと何のことか分からないと思うのですが、■■■■■は措置命令の結果、工事停止命令がまずあって、それから土砂の流出防止措置をなさいと言われていました。ただ、土砂の流出防止措置の工事までなかなか計画が立てられないこともあって、かなり間があいていたんですが、その前段階として、向こうから熱海土木に、⑤区域の側溝の末端が止まってしまっています(行き止まりの意)、そこに土砂が流れ込んで詰まってしまっているの、穴を掘りたい、ということを出しております。実際、熱海土木としてはもともと土砂の流出防止措置を命じているので、その申出に基づいて、やってもらうことは構わない、ただ計画をちゃんと出してください。それから、造成と勘違いされないようにしてください、ということで、認めたといい経緯があります。

それがこの緊急防災措置ということになるんですが、「■■■■■の行った緊急防災措置は次のとおりであった」ということで、事実関係がずらずらと書いてありまして、2003年3月12日、■■■■■の■■■■■から熱海土木に対し、行き止まりの市道側溝、これは⑤区域のことになりますが、への必要以上の雨水、土砂の流入を防ぐため、無許可開発地内に穴を掘ろうとしていることが伝えられた。Dの47という文書になっています。

なお、この計画の内容に関しては、2003年3月7日、電話及びファクスで示されており、熱海土木では承知していた。これはDの44に事実関係が載っております。

そして、2003年3月26日の時点で、熱海土木では既に穴が掘られていることを現地で確認している。これはDの58に載っております。実際にこのとき見た職員にも話を聞いています。

「なお、県が保有している公文書中に、位置図、設計図、画像はなく、現時点で正確な位置や構造を把握することはできない」ということで、こちらの文書につきましても、県で保有している文書の中には、特にこの熱海土木では3月7日にファクスで、どういったものが添付されていたのかは分かりませんが、計画とかの文書をもっているのですが、それに関しては現在の県の保有公文書の中には残っていません。

そして、次のポツになりますが、2002年度の在籍職員に聴き取りを行い、穴の位置は無許可開発区域内の東南部であり、形状は深さ1メートル程度の素掘りの穴で、掘削土が隣に積まれていたこと。それから、浸透枘と新聞記事の中では載ってしまっていますが、浸透枘のような機能はなかった、というも言っていました。

それから、Dの55公文書の写真について、これも新聞記事に載っていたんですが、D55公文書中の写真が本件かどうか分からない、という内容を本人から確認しています。

それから、2005年度の在籍職員、これは■■■■さんですが、現地で見た記憶がないというのは、この新聞記事が出た直後に私が本人に確認しています。実際に熱海市の保有公文書に穴が落とされていた、と新聞記事に載っていましたが、恐らくこれだろうという公文書を手に入れており、それを熱海市から送ってもらうとき、■■■■さんに現地で見た記憶はない、これは何だか分からないと聞きました。

また、Dの81公文書に添付された画像、実際にこの穴の位置は、今、我々が黒い家、■■■■邸と呼んでいる、その敷地の下になりますが、実際2005年10月頃の時点で、D81公文書についている画像を見ますと、完全に消失しているという具合です。

ここまでは事実関係ということで確認しておりまして、次に考察ですが、市道の側溝が当該区域から流入した土砂で詰まり、緊急的な対策が必要であったこと。対策の内容は土砂流出防止措置であり、措置命令で命じていたものであることから、熱海土木では事前に計画を確認し、造成工事との誤認を招かないよう■■■■に指導した上で認めており、その対応に問題はない。

それからもう一つ、深さ1メートル程度のいわゆる仮設沈砂池が長くとも2年程度の期間存在したことにより、地下水などの周辺環境に影響を及ぼすことは考えられない、と一応まとめてあります。

それから、次のページ14ページになります。(2)の「無許可開発事業者を当該開発から排除したことは適切であったか」の中の一番上のポツになりますが、開発行為の許可基準の1つに、都計法の33条1項12号で定めがある「申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること」の「必要な資力」とは、「事業を完遂するための資金的能力があること」であり、「必要な信用」とは、「着実に許可条件等を遵守して事業を遂行していくことができること」とされている。と、緑字のところを埋めました。

それに関連しての考察になりますが、「資力及び信用については、資金調達能力に対する不安、過去に誠実に事業を遂行しなかった前歴等の事実関係を基準として判断することから、少なくとも当時の伊豆山地域における開発に関し、熱海土木等が■■■■が開発行為許可申請における許可基準の1つに合致しないと認識していたことは、妥当な判断であったと考える」とまとめております。

それから、次のページ15ページになりますが、ここも新聞記事の出典を入れた形にな

ります。(3)の「埋められてしまう可能性があるとの認識を持っていた、谷状の箇所に集められていた倒木について、適切に対応したのか」というところに、「【谷に倒木を埋めた可能性(2023年7月27日付静岡新聞朝刊関係)】】というのを挟みました。

あとは、清水参事から書きぶり修正でいただいたところが青字になっています。

次のページ16ページになります。「別事業者による開発許可申請の審査等が適切であったか」というところで、上から4ポツ目になりますが、土地対策室でやっていた経営状況調査の項目をここに入れたんですが、「同社の資力、信用については、土地対策室の経営状況調査委託事業により、業況の推移見通し、取引関係、金融機関取引の状況、決算状況及び主要財務比率などを調査した結果、「支障なし」と判断した。」

実際、項目がものすごくたくさんあるものですから、ピックアップしたのがこれだけになります。こういう形になりまして、こここのところ、一番下になりますが、もともと■■■■から出ている開発許可申請の審査を熱海土木が適切にしたかというところで、無許可開発区域の東南端にほぼ90度に直角に曲がった側溝がありますが、その側溝について、それでよかったかどうかというところをしっかり膨らませて書いてというリクエストが前回ありまして、これなんです、新聞記事ってこれでいいんですよね、清水さん。「技術検証結果にも疑念(2023年2月9日付の静岡新聞朝刊)」で。

○清水総務局参事

これでいいか、ちょっと……。

○福田土地対策課長

前回、清水さんが送ってくれた新聞記事の中の恐らくこれだろうなと思ったんですけど。これかな。このぐらいしか。もともとこのL型の側溝というのが新聞に載っていたという話をたしか私も聞いていて、どの新聞記事か分からなかったの、恐らくこれなんだろうなと思ったんですけど。そこの下の方になるのですが。

○清水総務局参事

「排水不備」というものですか。

○福田土地対策課長

そう。これのこと？ 今回、清水さんが送ってくれた新聞記事リストの中にもこれ入っているんですよね。

○清水総務局参事

問題提起された記事というあれですよ。

○福田土地対策課長

そうそう。なので、これは恐らく検証対象なんだろう。確かにこの部分って関係あるといえば関係あるなと思って。

○内藤総務局長

これ、L字型と言われているけど。

○福田土地対策課長

それが私も実は分からなくて。排水不備の中に、分水嶺付近の排水施設に不備があった可能性にも触れたと確かに書いてあるところがあって。

○清水総務局参事

特別委員会の議事録等を見ないと分かりません。

○内藤総務局長

特別委員会は■■■■エンジニアが言っているところですかね。「発災したところの2メートルすぐ横に排水施設があるんです。これは本来であれば熱海市に移管されて、熱海市が管理するのであれば、施設自体も正常に機能していた可能性はあるんですけども、その移管作業自体が行われていないために長年放置されて、実際機能していなかった可能性が高い、と見ています。これが機能していないということになると、開発行為の許可の在り方ということになり、本来の許可権者は最初は県になりますので、あと、熱海市の監督責任も今まで以上に、土採取(条例)以上に主体的なものが求められてくる。」

○福田土地対策課長

あと、管理監督で、あまり構造の話じゃない。

○清水総務局参事

塩坂先生と書いてある、新聞だと。

○内藤総務局長

塩坂先生だ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

2月9日ですね。

○福田土地対策課長

そう書いてありますね。

○内藤総務局長

特別委員会は11月だから。

○福田土地対策課長

特別委員会の提言の関係だったら、新聞記事要らないですよ、ここに書く必要というの。

○内藤総務局長

この記事ってどう見ます？

○清水総務局参事

分水嶺が変わったって。

○福田土地対策課長

一番下の四角排水●●のところですね。

○内藤総務局長

「塩坂氏は」って書いてあるね。

○清水総務局参事

排水施設の関係は、Lに曲がっているもので、角っこであふれたみたいな話になっているけれど、本当は設計上は南下するあれ(排水施設)が設けられているので、申請されたときにはそういう申請だったので、申請上は問題なかった、という話ではなかったんです。

○福田土地対策課長

いや、そうでしたっけ。そういう書きぶりにしてないけど。その辺は申請書だと分からないな。

○清水総務局参事

でも、伸びている設計図みたいのがありましたよね。

○内藤総務局長

そうそう。

○清水総務局参事

それで審査したので、開発許可申請上は直角じゃなくて、南下する排水施設を設けることになっていたんで、その内容であれば問題なかった。ただ、実際に完成したときにはそれが無い状況だけど、そこは既に県の対応じゃなくなっているんで、という、そんなイメージじゃなかったでしたっけ、排水施設って。

○内藤総務局長

これがL字型になっているというんだけど、設計上は下流側にも来ているんだよね。

○福田土地対策課長

下流側には水が行かないです。その排水というのは、あくまでここの中から流れてくる水がこう流れるというだけで。

○内藤総務局長

上流側から。

○福田土地対策課長

ええ。これはL字に曲がって流れています。

○清水総務局参事

いや、つながっているんじゃないかなかったですっけ。

○福田土地対策課長

確かつながっていないはず。聞いたところによると、そうは流れない、下流側には。

○内藤総務局長

うん？ よく分からないな。ここ、つながっていますよね。

○福田土地対策課長

つながってはいるけれども、水は下流側には流れていかない。

○内藤総務局長

誰が言ったんですか。

○福田土地対策課長

うちの技術に聞きました。

○内藤総務局長

それは流れなくて問題ないんですか。

○福田土地対策課長

容量上はこれで十分行けるはず。ただ、形が確かに変な形をしているので、実際に水を流したときにどうなるのかちょっと分からない、とは言っていました。

○清水総務局参事

つながっていても流れないんですか。



○福田土地対策課長

みたいですよ。

○内藤総務局長

そこ、ちょっとよく分からないな。

○福田土地対策課長

構造上はもう1回聞かないと分からないです、どうして流れていかないのか。

○内藤総務局長

逆に流れないのは問題なんじゃないですか。

○福田土地対策課長

計算上は大丈夫という話です、そこは。あくまで基準上。それをこのように書いたんですけど。

○内藤総務局長

そこ、結構言われているんですよ、L字型というのをよく言う人がいて。

○清水総務局参事

逆にもしそういうことがあるならば、すごく細かく書かないと分からないんじゃないですか。ただ単に大丈夫というだけの話では、何がどう大丈夫なんだという話になってしまうと思うので。

○福田土地対策課長

なぜ大丈夫か。

○内藤総務局長

そこはそれじゃまずいと言っている人はいるので、いや、大丈夫だよと言うんだったら、ただ大丈夫と書いても何の説明でもないの、なぜ大丈夫かという説明が必要。

○望月盛土対策課長

もともとLと直線、直進、2つあったよね。

○福田土地対策課長

はい。

○望月盛土対策課長

最終的にこれ、直で行っていますよね。その経緯とかは。

○福田土地対策課長

それは分からないですよ。それがなくなった経緯までは。ただ、直進ってあくまで■  
■邸、あそこの水が落ちる用の側溝なんですって。

○望月盛土対策課長

それは図面とかもあるんですか。

○福田土地対策課長

あったはず。今、持っていませんけど、恐らく水がこう流れるようなやつがあって。

○望月盛土対策課長

■さんがそれを盛んに取り上げているから、そこは丁寧に説明しないと。

○福田土地対策課長

L型だから、確かに何となく気になるころではありますが、ただ、容量計算上は大丈夫、  
流下能力とか。確かに変な形だねって言われますけど、それはあくまでも形だけであ  
って。そこをどう説明するかは、確かに。

○内藤総務局長

それって難しくなってしまうかもしれないですが、計算上大丈夫って、その計算。

○福田土地対策課長

これ以上書けという話になると、計算書くしかないですね。

○内藤総務局長

そうそう。それしかない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それか、別紙参照じゃないけど、この後ろに何かつける。その計算書をつけるかどうか。

○福田土地対策課長

そうですね。見て分かる話じゃないので。

○内藤総務局長

そこ、結構重要な話。

○福田土地対策課長

では、別紙をつけますか。ここに恐らく載せられないと思うので。

○望月盛土対策課長

そうですね。ずっとそこに流れ込んでいないんじゃない。上流の方から。

○福田土地対策課長

それはあると思います。大して水は流れていない。

○望月盛土対策課長

そもそもそれは行政対応ではなくて、原因究明だよ。そこまで深掘りしちゃうんですか。

○内藤総務局長

原因究明なんかしないですよ、別に。それが原因かなんて分からないですが、ただ、行政対応として、排水に問題があるのに申請を受けてしまった、許可してしまったとしたら問題があったんじゃないですか。それが原因になったかどうか、それは分からないですよ。

○福田土地対策課長

ただ、うちの技術担当がこう言っているとおりで、基準上は大丈夫なはずなんです。ただ、こういう極端な形をしているので、実際に水を流すと、どういう流れをするのか流してみないと分からない。だから、そこを載せなければ終わっちゃう。

○内藤総務局長

そこも基準に照らして問題はなかったという。

○福田土地対策課長

そうですね。計算式はもちろんあって、容量的にもそれは分かっているの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

新聞の記者は、そこは、あのところから水があふれたんじゃないのかというのが前から指摘しているところで、発災したときに撮った写真について開示請求をしたりして、7月8日だったか、9日だったか、撮っているんですね。発災後の写真として一番直近の写真があって、そういうのを自分も提示して、あふれていないというところは説明しているんです。

だけど、彼いわく、やっぱりそこを流れたか、他の方の流域から来ている、と指摘する先生がいるので、ちゃんとその流下能力を調べなくてはいけないんじゃないですか、というところは、確かにそういう話は来たんですが、自分を見て、実現象として、こっちにあふれたということがない限り、そこまでうちはやらないよ、と自分は断っているんですよ、この件は。

だけど、ここでこういう形で実際に行政手続的に問題ないというところを示すこの文章は、そういう面ではすごい、ある意味、説得力があるというか、やっていただいた方が、そこについての彼の疑問も1つ解消できるのかなと、そう思うんですね。

○福田土地対策課長

あくまで都市計画法上は決まっている技術基準の中で、こういう計算式があって、当てはめると、こうです。統合が恐らくあるんだろうけど、(基準)以内に収まっていると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要するに、D工区からのあちらの方の水も全部ここに流れ込んでいるから、絶対あふれるはずだと言っているんです。それが今、D工区から来ていない、というのは森林の方でちゃんと整理していただいて、そちらの排水についてもこの計算上問題ないというところであれば、それは結論が出るのかなと。

○内藤総務局長

計算上問題なかった、だから許可をしたと。その行政対応はまずくないんじゃないでしょうか、そうだとすれば。その後、どういう施工がされて、どういうふうに完了、結果がどうなのかは、(2006(H18)年4月に都市計画法の開発行為の許可権限が熱海市に権限移譲されているので)そこは市の話であります。

○福田土地対策課長

そうなっちゃうと市の話ですから。ちゃんと流域もしっかり見て、その流域から流れてくる水を全部ちゃんと計算している。それを飲み込めるだけの側溝でしたよということで。ただ、実際の流れ方を言われちゃうと、確かに分からないんだけど。

○内藤総務局長

実際の流れみたいな話になると、それこそ発生原因の検証の話になってしまうかもしれないですが、行政対応としては、当時まだできていない設計の段階でそれをしっかり見ていたか、というのが重要なので。

○福田土地対策課長

そうですね。それを書くかな。予測は困難であるものの、みたいな。

○内藤総務局長

それをしっかり確認して、今の技術者の目で見ても、そこは妥当であった、この設計が。

○福田土地対策課長

淡々と書きますよ、ここ。ということで、ここは訂正いたします。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

次も再発防止か。19 ページの一番上です。これは、前回委員長から御指摘のあったところで、今現在、違反業者に対する対応は厳格にやっている。そこは一文入れてください、という話だったので、こんな文章を入れたのですが、「都市計画法の規定に違反した事業所に対しては、迅速かつ正確に対応することに加え、厳格な措置が求められる。静岡県では本件事例を受け、独自の運用として、都市計画法違反の開発行為が行われた場合、違反事業者は法 33 条第1項第 12 号の要件を欠き、宅地分譲や共同住宅などを目的とした開発許可を受けることができなくなることにした。引き続き、当該運用の適切な執行に取り組んでいく」ということで、国にも聞いた方がいいという話で、国にも聞きました。聞いた結論ですが、もちろんこの静岡県の運用自体は全然問題ない、と。「他県の事例を御存じですか」と言ったら、「それは分からない」という話でした。

恐らく静岡県の独自で間違いないと思うんですが、1つは、ずっとここで話が出ていたのが、半永久的にこの話が続くのかということなんですけど、国から言われたのは個々具体的に見ていきなさい、ということですので、例えば、この条文があるから、例えば■■■■からまた許可申請が出ました。おたくは信用がないから駄目ですよ、というのはできない。受付はして、その中で信用がない、ということ(許可申請を)はねるのはできるんだと思います。

なので、信用が失われる期間というのは何とも言えないんですが、ただ、こちらから出している通知上は、■■■■が存在する限り駄目じゃないかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

■■■■だからといってオートマチックにはねるのではなく、そこはしっかり審査をして。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

その結果、やはり信用ないよね、ということで落とすことはあるということですよ。

○清水総務局参事

逆に言うと、復活する可能性もあるということですよ。

○福田土地対策課長

ゼロではない。

○清水総務局参事

何をもって改心したかを見るか、というところはあると思いますが。

○福田土地対策課長

そう。審査はしますので。ただ、信用は永久的に失われているなどは思うんですけど。

○清水総務局参事

それはなかなか極端だなという気がしちゃって。

○福田土地対策課長

いや、さっきも書いたのですが、「過去に誠実に事業を遂行しなかった前歴等の事実関係を基準とする」というのがあるので。

○清水総務局参事

それは何に記載されているものでしたっけ。

○福田土地対策課長

これは我々がバイブルにしている参考書の中に書かれています。国の人もこれを言っていて、これで見れば確かに静岡県がそういう業者をはねているのは当然だよ、という話で。

○内藤総務局長

これは、本件事例を受けて、というところ、熱海の。

○福田土地対策課長

翌年出ていますので。

○清水総務局参事

県が出したということです。国が出したわけじゃないです。県が県内市町に通知した、というだけです。

○福田土地対策課長

県の運用通知です。

○内藤総務局長

それ、いつの話ですか。

○清水総務局参事

翌年ですよ。まだ■■■さんがいらしたときに■■■さんが出しているのです。

○内藤総務局長

本件事例というのは■■■■の。

○清水総務局参事

そう。熱海の事例をもって、こういう取扱いだからというのを県内市町に通知している。土木にも通知しています。

○福田土地対策課長

たしか 2006 年の 12 月じゃなかったかな。

○内藤総務局長

はい。

○福田土地対策課長

それから、その次の丸ですが、ここは末尾の文章ですね。「開発許可権限の移譲を市への支援が不足しているという点は否めないことから、その反省を踏まえ、以下の取組を実施する」としました。

それから1ポツ目です。「土地対策課に対し、市町等から開発許可制度の解釈運用等に関する相談が多数寄せられており、引き続き気軽に相談できる雰囲気の窓口の」、確か「設置」と書いてあったのかな、そこは新たにじゃないので、「開設」という言葉に直しています。

○内藤総務局長

では、ここで1回、皆さん、④区域のところの御意見ありましたら。

○片山廃棄物リサイクル課長

誤植等だけあらかじめ。2ページ目ですが、この届出を、この時点で受理で。受領とか受付する必要があるかどうか。

○福田土地対策課長

届出を受理はない。受付。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、10 ページ、点線の中の上のところ、**「無許可開発への対応：2002」**の一番最後のポツですが、■■■■の届出への対応に関して記憶している職員は、と書いてありますが、この職員が県庁の職員なのか、熱海土木の職員なのか、それとも、どちらでもいいのか。

○福田土地対策課長

これは熱海土木ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。その後ろが、今、用地管理課なもので、熱海土木でいいですね。で、含めて、いなかった、でいいんですかね。

それから、あと11ページに行って、「開発許可権限移譲に伴う熱海市への引き継ぎ：2005～2006」の4ポツ目で、ここだけ「職員が」が入っているんで、欲しいかどうかは気になりました。

○福田土地対策課長

そうですね。主語、ずっと熱海土木の主語になるので、取っちゃっていたので。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。取るなら取るという感じで。あと、一番最後のポツのところ、2行目で「市とって」、多分「市に」、「に」が入るんですよ。

○福田土地対策課長

本当だ。ありがとうございます。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこだけ気になっただけです。以上です。

○内藤総務局長

では、そのほか何か。

○清水総務局参事

上から順番にいいのでしょうか。今頃こんなこと言って大変恐縮なんですけど、1の土地改変行為の概要ということで、無許可開発のことがまとめて書いてありますが、都市計画は④区域もあると思い、④区域の中身も入れた方がいいのかなと思ったものですから。

○福田土地対策課長

C工区。

○清水総務局参事

はい、開発許可申請までは県の行政対応に含まれるんですものね。

○福田土地対策課長

④区域、C工区ですね。



○清水総務局参事

そうです。一番最初は無許可開発と④区域が重なっていると思ったのですが、実は違うところがあると。

○福田土地対策課長

途中から判明した事実ですから。

○清水総務局参事

この無許可と④区域での中身があった方がいいのかな、と思いました。申請の中身ぐらいしか書くことはないと思うんですが。

あと、1と2の見せ方というか、ほかのもの(砂防法や森林法など他の法令の記載ぶり)の横並びで見たりして、こんな感じはどうでしょうというのはあるかもしれないので、今この場では言えないのですが、また相談をさせていただければ、と言うかもしれないです。

○福田土地対策課長

何にしろ、1番のところにはC工区を入れる。

○清水総務局参事

1番のところだけでいいと思うんですが。事実関係とかは無許可とC工区両方入っていますし。

○内藤総務局長

1番のところですね。

だから、位置関係はいいんですよ。

○清水総務局参事

あとは、下に引いてある図に④区域とか⑤区域とか入れた方がいいと思って。説明の中で④区域とか⑤区域って入っているんですけど、C工区とAB工区としか。C工区だけだからか、B工区は入らないので、なんです。

○福田土地対策課長

そうなんです。だからABC工区にしてある。

○内藤総務局長

県に権限があったときはC工区だけ。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○内藤総務局長

最後申請出てきたのはC工区。E工区とかD工区は市に移管したのか。

○福田土地対策課長

④区域として入れるなら、でも、E工区とD工区も……。

○内藤総務局長

そのところって、今さらの質問ですけど、ABCDEとあるんですが、県の権限でやったのはA工区、B工区と、C工区は受付だけして、審査もして。ただ、その段階でD工区とかE工区という構想があることは分かっていたんでしょう、県は。

○福田土地対策課長

口頭では恐らく聞いていて、当然、その段階で簡単な図面はもしかすると  
あたりから出ていたかもしれませんが、そこは分かりませんね。

○内藤総務局長

公式に残っているものはない。

○福田土地対策課長

ええ。今の手持ちの資料では。そういう計画があったというのはあちこちに出てくるので。

○内藤総務局長

ともかく申請で出てきたのはC工区だけ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

あと、6ページで、前にも1回言って、「それは」みたいな話になった記憶があるんですけど、6ページの下の「当該土地改変行為に係る公文書の原本の所在」というところの1ポツ目で、「当該文書の引継ぎや廃棄に関する文書も存在しないことから、当該文書の動きを確認することができない」と書いてありますが、これを単純に読むと、何か作為的なものを感じて、作為があるように読めちゃうような気もして。そんなことは当然ないですから、以前、例えば、現時点における県熱海土木における許可ものの公文書の保存の扱いというのは、現時点のものであれば分かると思うものですから。

○福田土地対策課長

現時点なら確かに。

○清水総務局参事

「現時点ではこういうふうに扱っている」、それを踏まえると、当時のこの案件については、今の現時点でのルールが終了後何年となっているか分からないですが、もし終了後何年となっているとすれば、今こういう取扱いなのでそれを踏まえると、当時というか、令和3年10月になるのかあれですが、「事業の完了から何年が経過しているので、恐らくそれをもって廃棄されたと思われる」、というような書き方でもいいのかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

では、本物のファイル管理表を……。

○清水総務局参事

そういうことではなくて、今現在のルールからの類推というんですか。

○福田土地対策課長

という言葉ここにを入れるということですね。

○清水総務局参事

今のルールは調べなくてはいけないですが。

○福田土地対策課長

調べました。

○内藤総務局長

言っていたね、それ。

○清水総務局参事

恐らく廃棄されているじゃないですか。

○福田土地対策課長

では、現在の取扱いで。

○清水総務局参事

恐らくこの複写式の保存ファイルも、(文書を)廃棄すれば(複写式の保存ファイルも)廃棄しちゃうんですものね。ずっと残っているんですけど。廃棄って形でぽんと。

○福田土地対策課長

あれも何年か保存じゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長  
5年でした。廃棄って5年。

○清水総務局参事  
そうすると、それが残っていなくても別におかしくない年数が経過しちゃっているんですよね。

○福田土地対策課長  
では、ここは直します。

○清水総務局参事  
あと、10 ページと 11 ページの聴き取りの調査の結果のところ、ざらっと見たときに、タイトルつけてくださっているじゃないですか。例えば、10 ページの一番上だと、「無許可開発への対応」となっているんですが、その中を見ていったときに、書いてあることとタイトルがうまく合わないかなという感じを全体的に受けました。単に無許可への対応ということではなくて、例えば、ポツごとだと多くなってしまいかもしれませんが、無許可の中の何について聞いたらこういう答えだったのか、もう少し分かるようにした方がいいのかなと思って。

あと、「無許可開発への対応」のところの一番下のポツなんですが、「事業者は」というところなんですが、ここに「都市計画法や宅造法の許可を優先し」と書いてあるんですけど、無許可開発なのに許可を優先しというのはタイトルと何か合わないなと思って。

○福田土地対策課長  
意味としては、土採取(条例)を結局さぼった理由なので。

○清水総務局参事  
ええ。ただ、無許可開発だから、都市計画法は許可なんて優先していないんですよ。

○福田土地対策課長  
確かに、これが欲しいかどうかというのはあるんだけど。

○内藤総務局長  
それ何ページ目のこと。

○清水総務局参事  
10 ページ。

○福田土地対策課長

10 ページの無許可開発への対応の中の一番下のポツですね。

確かにこれは何を言っているのか分からない。聞いている内容は、土採取条例の届出が当時どうなっていましたか、ということを知っていて。

○清水総務局参事

そうすると、この無許可開発への対応というところと、これだけだと何のためにこれを聞いたのかというのが分からなくて。

○福田土地対策課長

確かにそうですね。結局、本来土採取(条例の届出)が必要だったんじゃないですか、というところからスタートしているので。分かりました。どうしようかな。何にしろ、この内容が何を聞いているのか分かるように、ということですよ。

○清水総務局参事

そうですね。何について聞いたらこういう答えだったか、というのが分かるようにした方がいいのかな、と思って。

○福田土地対策課長

それは下も同じということですよ。

○清水総務局参事

そうですね。あと、その下のものもDの 064 文書とかDの 055 文書と書いてありますが、読んだ人はこれでは多分分からないので、何の文書だったのか、何が書いてある文書だ、というような形にしないと、分からないかもしれないなと思いました。

あと、20 年前の土砂崩れのところの1ポツ目に「記憶している職員はいなかった」と書いてありますが、3ポツ目には「現地について記憶している職員が1名おり」となっていて、何となく3ポツ目と1ポツ目に矛盾を感じてしまいました。

○福田土地対策課長

それは言われるだろうなと思って。ここはD64 文書の事実関係を細かく書いて、あと、当該文書そのもの、と細かめに書いたのですが、これに関して記憶している者はいなかった、と。ただ、現地だけは覚えている職員がいた。私も、確かにそう言われるだろうと思っていました。

○清水総務局参事

そうすると、この1ポツ目と2ポツ目、3ポツ目をくっつけちゃった方がいいかもしれないです。

○福田土地対策課長

確かに、ここはどう書いても何か矛盾するんですよね。■■■さんが覚えているのって現地の様子だけだったので。ここは、書きぶりですね。

○清水総務局参事

そうですね。見せ方というか。

○内藤総務局長

いや、文書のことは誰も覚えていなかったけど、現場のことを覚えている人が1人いたということ。

○福田土地対策課長

そうなんです。D64 文書の内容についてはほぼ覚えていない。ただ、確かにその現地は見に行った覚えがあると。分かりました。直します。

○清水総務局参事

ここの聴き取りのところは全体的に聞いている内容が、何を聞いたかというのが分かるような感じが必要かなと。

○福田土地対策課長

そうなんです。前、大川井さんが言っていたことなので。分かりました。

○清水総務局参事

自分も言った手前、考えてみようと思います。

○福田土地対策課長

なかなか、一つ一つ、一問一答方式にはできない。

○清水総務局参事

1問ずつ書くのはさすがに多くなっちゃうので。

○福田土地対策課長

ボリュームが多すぎるので。

○清水総務局参事

そう。何か似たようなのを固めたりできれば、それがいいのではないかとは思いますが、似たものがあるかどうかというのもありますし。

○福田土地対策課長

了解です。

○清水総務局参事

次は、13 ページで、今回追記していただいたものの中で、最初にここを説明して下さったときに、1ポツ目の部分で、県の熱海土木は計画を認めたというような御説明をされたと思うんですが、何で認めたって分かるんですけど。

○福田土地対策課長

「分かりました」、と■■■■さんが文書上言っていて。「送った文書は見ていただきましたか」、「見ました」ということで。

○清水総務局参事

「送った文書」というのはどの文書のことですか。

○福田土地対策課長

ここに書いてある「■■■■の行った緊急防災措置は次のとおりであった」の中の1ポツ目の最後か、「2003年3月7日、電話及びファクスで示されており」。

○清水総務局参事

「こういう工事をしてもいいですか」という問いがあって、それが「計画書で出されて、熱海土木として、それをいいよ、と言えればいいですが」、というようなところで止まっていたんじゃないかなって思いました。

○福田土地対策課長

これは出てきているんですよ。

○清水総務局参事

本物が出てきているんですか。

○福田土地対策課長

出てきている。はい。それは読んでもらうと分かるんですが、Dの44の中でそういうやり取りがあって、実際にDの47だったかな、分かった、と言っている。

○清水総務局参事

ファクスでいいんですか。

○福田土地対策課長

そう。ファクスで来た。もともと緊急防災措置ということで、措置命令で命じている土砂の流出防止とはまた別のものなので。

○清水総務局参事

確認します。後でこの D44 を見ればいいんですよね。

○福田土地対策課長

そうです。D44 とか D47 あたり。これだ。■■■■が、まずは市道の上の無許可で造成してしまった方について、これも D47 ですが、「穴を掘り、行き止まりの市道側溝への必要以上の雨水や土砂の流入を防ごうと思っています」、と言ったら、「ええ、その計画は拝見しました。緊急の防災措置としてということですよ」ということで、ここのやり取りで。

たしかDの 44 の中でも、更に本庁にも聞いているんですよ。こういうのが出てきました。で、そこで出た土砂をよそに運ぼうとしています、それはいいですか、というところを本庁で確認しているというのがあって。だから、計画自体は認めているんだというのは何となく読み取れて。

○清水総務局参事

確認してみます。

あと、13 ページの一番下の考察の2つ目のポツで「地下水などの周辺環境に影響を及ぼすことは考えられない」となっていますが。

○福田土地対策課長

これは言い過ぎかなとは思ったんですが。

○清水総務局参事

何をもってこう言えるのか。

○福田土地対策課長

全然根拠はないです。

○清水総務局参事

根拠がないと、なかなか言うて厳しい。

○福田土地対策課長

いや、一般論です、本当に。深さ1メートルってすごい浅いので、■■■■が言っているみたいな浸透枡でももちろんないし、水たまりみたいなものですよ。水たまりというか、土砂貯めなので。しかも最長でも2年、恐らく2年経たずに埋まってしまったらと想像できます。

○内藤総務局長

「2年程度の期間存在したことにより」って、これは事実確認ができていますか。



○福田土地対策課長

はい。上の方にも書いてありますが、2003年の3月十何日に恐らく作られています。

○内藤総務局長

2005年のときはもうなかったから。

○福田土地対策課長

2005年度の恐らく年度当初にはなくなっていたと思われるものですから、何で■■■  
■■■がこれを書いたのかよく分かりません。

○内藤総務局長

「周辺環境に影響を及ぼすことは考えられない。」何て書いたらいいのかな。

○福田土地対策課長

取ってしまったでもいいと思います、ここ。

○清水総務局参事

言うのであれば、根拠が必要かなと。うまく言えないですけど、これこれこういうものだから、穴はあって、ここに水がたまるようなのがあったけど。

○内藤総務局長

逆に、深さ1メートル程度のものはあると。

○清水総務局参事

その深さも因果関係とか分からない。深さが1メートルだと影響がないというロジックがよく分からない。

○福田土地対策課長

そうです。確かに。

○内藤総務局長

浸透枘ではないと。

○清水総務局参事

浸透枘とはこういうものであることから、ここに掘られた穴は浸透枘ではないとか。

○福田土地対策課長

発生原因の検証はしないので、取ってしまった方が確かに。あくまで熱海土木としてち

やんと計画は見ていました、承知していて、もともと土砂の流出防止措置を命じている以上、これは緊急的なものだからやってもらった方がいい。というしっかりした判断をしていて、対応に問題がなかった、ということだけ言えばいいのかな。

○清水総務局参事

あとは、この間の新聞記事があったと思います。取材を受けた先生は、「こんなところにこんなものを作らせるのは信じられない」、というようなことがあったのですが、それに対してはどう反論(するか)。

○福田土地対策課長

そう。我々がここでやっている検証は、別に新聞記事に答える話でなくて、新聞記事で行政対応に問題があったと書かれているのであれば、それだけ言えばいいのかなと。

○清水総務局参事

そこに作ることを認めた行政対応についてはどうだという。

○福田土地対策課長

浸透枘じゃないですもん、だって。

○内藤総務局長

だから、それを書けばいいのではないかな。影響は考えられない、ここまでは言い過ぎだとしても、浸透枘のようなものではなくて、仮設沈砂池であって、深さも1メートル程度のものであると。

○清水総務局参事

浸透枘に相当するものではなかったと思われる、みたいな何か。

○内藤総務局長

そういう書き方でいい。

○福田土地対策課長

そうしますか。■■■さんは浸透枘じゃないと言っていたが、ここで浸透枘のようなものではなかったと思われる。

○内藤総務局長

じゃないよと断言していたから、断言していいんじゃないですか。

○福田土地対策課長

浸透枘ってちゃんとそれなりの形状をしていますので、あれはただ土を掘っただけな

ので。

○清水総務局参事

浸透枘ってどういうものなのか説明があった方が、読んだ人には分かる。

○内藤総務局長

浸透枘の写真を載せて、全然こんなものではないでしょう、これとは違いますよ、こんなのは、ただ1メートルぐらい穴掘っているだけですよ、という。だから、あの記事は事実と異なりますよということ言えばいいんでしょう。

○清水総務局参事

2年間で消失しましたよ、という。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

枘というものは、四角いこういう枘。

○福田土地対策課長

形状は四角かったり丸かったり、いろいろあると思いますけど。

○内藤総務局長

ただ、県の職員が「浸透枘だ」と言っているんでしょう？。

○福田土地対策課長

それ、だから、■■■■さんが言った内容は、こういう開発の現場でこういう穴が掘られたのだったら、そういうものじゃないのか、という本当に一般論で言っていますから。

○内藤総務局長

本当に、でも、それは一般論だけど、あの場所にそんなものを作るのかって改めて聞いて、私が間違っていました、という証言を取りたいね。

○福田土地対策課長

取っています、それは。そういうもの(単に深さ1メートルの穴を掘ったもの)だったという認識が全然なかったので、「現場のことを知っている？」と聞いたら、「(当時の現場は)知らない」と言っていました。

清水さん、新聞記事に対するこの書き方なんですけど。

○清水総務局参事

今、新聞記事のタイトルだけ入っていますが、タイトルだけだと何がその新聞に書いてあったか分からないので、新聞記事でどういう問題提起がされているのか、その概要が

あって、新聞記事でこう言われているので、確認したらこうだったよみたいな。

○福田土地対策課長

それは書いていいんですか。

○清水総務局参事

概要だったらいいんじゃないですか。記事そのまま引用するとあれですけど。

○福田土地対策課長

著作権に引っかかっちゃう。

○清水総務局参事

そうしないと、このタイトルだけでこうですって言っても、この記事との関係が全然分からないと思って。考察は考察で淡々と書いて、この後ろの方に新聞記事で問題提起された事項コーナーみたいなものを設けて、この記事についてはこういうことが書いてあったので事実関係を確認したら、こうでした。その確認した内容がこの考察の中に入っているのであれば、詳細はこの考察を参照、というようにしておけば、新聞コーナーを作った方が分かりやすいかなと思いました。

○福田土地対策課長

無理やりここに突っ込んでも。

○清水総務局参事

そう。中に入れると、急にドーンって出てくるので、関係が分かりにくい気がして。

○福田土地対策課長

ちょうど入るのに適当な位置だなと思ったので、ここに入れたんですが。

○清水総務局参事

都市計画法に限らず、ほかの法令で新聞絡みがあるのは、同じようなことが言えるのかもしれないし、ほかのものは盛り込んだ方が分かりやすいというパターンもあるかもしれないですが、今、この都市計画法のこれを見たときには、何となく、後ろにまとめた方が見やすいし、分かりやすい気がします。

○福田土地対策課長

そうなんです。もう一つあるのは、同じように④区域のものならよかったのですが、⑤区域は分けざるを得ないじゃないですか、そこに。

○清水総務局参事

場合によっては⑤区域も新聞コーナーにするという手もあるかもしれないなどは思ったんですが。

○福田土地対策課長

そうなると、その新聞コーナーをどういう位置づけで作るのか。

○清水総務局参事

ちょっと見せ方がないとあれですけど。

○福田土地対策課長

取りあえずまとめ方はこうだけど、この位置にこういうふうにあるのはちょっとという感じですかね。

○清水総務局参事

そうですね。新聞で何が言われたのかという、その中身は、予備知識がない人が見たときに、このタイトルだけ見て理解できるかという、理解できないかなど。分量ばかり増やすことを言って大変恐縮ですが。

○福田土地対策課長

県の職員の言葉を横に載せるのも変だし。

○清水総務局参事

記事の概要を、3から5行ぐらいにまとめられれば。

○福田土地対策課長

分かりました。また迷ったら聞きに行きます。

○内藤総務局長

いいですか。望月さん。

○望月盛土対策課長

1つ、今回、A工区、B工区、無許可開発区域があって、それがC工区に変わって、E工区に行って、D工区じゃないですか。それが、県があって(A、B、無許可は県の行政対応、C、Dは県の行政対応もある)、市(C、D、Eは熱海市の行政対応)じゃないですか。それを分かりやすい時系列、三次元の時系列、それがどこかあるといいかな。県がどこまでとか、それを明確にしておいた方がいいかな。

○内藤総務局長

ページ増えちゃうね。最初、A、Bがあって、次に無許可が出てきて、次はC、D、Eとい

う、そういう変遷が分かるような、ということですよね。ここまでは県のところで。

○福田土地対策課長

前に作ってくれたこんなものですね。

○望月盛土対策課長

それで時系列的なものがあるといいかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

所管が変わっているのです。

○福田土地対策課長

法令はまとめてあるんですよ。これに時系列が加わる。

○内藤総務局長

ある時点ではここまでしかない。それが平成18年になるとここが、最後ここまで出てくる。ああ、そういう。分かりやすい。

○望月盛土対策課長

そういう単純、年次グラムじゃないけど、そういうのがあると。年度があって。

○福田土地対策課長

なるほど。それってどうでしょう。

○清水総務局参事

それってどうする、ってどういう意味ですか。

○福田土地対策課長

対応するのが。共通編みたいなの。

○内藤総務局長

時系列で分かるような。だから、都市計のところに入れるのか、全体のところに入れるのかということですよね。

○福田土地対策課長

はい。

○清水総務局参事

④区域の話じゃなくてですか、今のやつって。

○内藤総務局長

④区域、⑤区域になっちゃうのかな。A・B、無許可、C・D・Eと。

○福田土地対策課長

分かりました。ちょっと作ってみます。確かに都計法は私がやらざるを得ないですから。

○内藤総務局長

あとは清水さんいいですか。

○清水総務局参事

あと、最後に、もしかしたら前も言って、そのときに答えをいただいているかもしれないですが、今回もう1回改めて読んでみて、19ページの「再発防止に向けた対策」の白丸の1ボツ目に「引き続き、気軽に相談できる雰囲気窓口の開設に取り組んでいく」と書いてありますが、ここの記述と、18ページの考察の3ボツ目とそりが合っていない気がして、「結構にべもない感じだった」と考察しているんですけど。

○福田土地対策課長

当時。あ、今現在ですかね、これ。教訓にというわけでもないですけど、今現在はこの状況ですよという。

○清水総務局参事

そうすると、現時点においてはみたいなものを入れればいいですか。

○福田土地対策課長

はい。ここで例えばR3、R4、R5の件数を入れていますが。

○内藤総務局長

当時は相談体制がしっかりしていなかったけども、近年はそういう窓口もちゃんとやっている。それを引き続きやっていく、ということですかね。

○清水総務局参事

あと、もし可能なら、ここに、この間、市町行財政課が権限移譲の新たな方針を策定した中に、移譲事務ごとに相談窓口の設置、というのを盛り込んでいるので、そういう文言も入れてもいいかと思っています。せっかくそういう方針ができているから、早速その方針も盛り込んでやっています、みたいな形に。

○福田土地対策課長

そうですね。ちょっと引用しますか。

○清水総務局参事

すみません、以上です。

○内藤総務局長

そのほか何か、よろしいですか。

では、ここで休憩したいと思います。

(休憩)

○内藤総務局長

では、引き続き、⑤区域のことについて、福田課長から説明をお願いします。

○福田土地対策課長

お願いします。清水さんから都市計画法の本編が行った後に、また別冊として皆さんのところに送られていると思いますが、「鳴沢川上流部の開発に係る事実関係の整理」で、こちら先ほど話題に出ました集水用の穴の新聞記事の関係になります。

こちらのところで、新聞記事の中に、文書には地下に浸透した水が鳴沢川流域で確認できず、行方が分からなくなったことが記され、とか、鳴沢川関係の部分がいろいろ出てくるので、新聞関係ということで、⑤区域ほぼ全体ということになってしまいましたが、検証をしました。

書きぶりとしては、もともとの各6法令の今までの作りと同じ作りで作っています。全部説明していると、またえらく時間がかかってしまいますので、抜粋で行きます。

こちらにつきまして、■■■■が開発行為の許可を取って進めていた宅造になりまして、開発事業者は■■■■。途中、■■■■自体が、先ほど話に出たとおり無許可開発をしたために、その後の開発や変更許可が取れなくなったため、承継をされています。承継先が小田原の■■■■になります。

こちらにつきましては、(5)とか、その辺は飛ばしてしまいます。また読んでいただくということで。こちらにつきましても、公文書の原本自体が特にございませぬ。ただ、無許可開発区域と違っているのが、この公文書につきましては熱海市の方に移管されています。移管した上で、熱海市が捨ててしまったということで、今、存在していないという状況です。

2(2)の「土地改変行為の経緯」に行きますが、こちらほとんど全部が無許可開発のところと重なるので、真新しいところだけかいつまんで行きます。

一番スタートが、実際にここで土地改変行為がいつ始まったのかというのは、実は分かりませぬ。公文書の中に出てくるものと、2001年、平成13年度の8月14日に■■■■という名前が出てきます。ここが宅造の許可を受けて、この造成を始めていて、造成を始めたというか、造成はその前からされていた気もするのですが、公文書上は造成の開始はこれになります。



場所が熱海市伊豆山■■■■の一部ということで、⑤区域の本当に一番東側になりますが、A工区の本当に端の方になります。そこは 941.65 m<sup>2</sup>を造成面積とすると届け出ていまして、ただ、すぐに廃止の届が出ています。当時の宅造法のつくりが、変更という手続がなく、廃止して、また新規で出さざるを得ないということで、そういう意味での廃止です。

ですので、2002年6月19日に2001年8月14日付の許可が廃止されて、それに代わり、2002年8月1日に、今度は名前が変わりますが、もともと(宅造の許可を受けたのは)■■■■で、設計は■■■■だったんですが、■■■■が宅造の本体として出てきます。

熱海土木から宅造規制法の許可を受けて、ということで、これは区域が若干変わって、面積は減っています。640.14 m<sup>2</sup>ということなんですが、2区画だけやろうとしていたようです。

これにつきましても、■■■■が2002年12月13日まで下りていきますが、2002年8月1日付の許可の廃止届ということで、これも、変更しようとして廃止されています。この後が2002年12月26日になりますが、例の開発許可ということになっていきます。

で、先ほど昼頃に私から皆さんに送らせてもらったファイルの中に出しますが、私も鳴沢川というものがよく分かってなくて、■■■■さんあたりに、河川区分が何だったのか調べる中で■■■■さんから送ってもらった熱海市河川水路網図というのがあります。

熱海市河川水路網図(熱海地区)を皆さんのところにデータで送っています。ここに鳴沢、これ平成4年現在だそうです。ただ、平成4年現在というのが現在まで特に更新されず続いていて、今現在の図面がこれ、ということになっています。

下に逢初川というのも見えますが、上のところに「鳴沢川(普通)」と書いてある。色が分かりづらいと思いますが、黄色く線が伸びていて、右の方に行くと赤い線になって、赤い線が太くなり、していくと思いますが、鳴沢川の上流部は普通河川という扱いです。

ただ、途中から水が入るところがあって、太くなって、その太くなったのは、途中から準用河川ということになっていまして、実際の今回の開発区域の中は普通河川という扱いです。

これを見ていただいて、この中に関わりあるのは、事実関係の整理の方へ戻っていただいて、土地改変行為の経緯の中で2002年10月29日のところを見ていただくと、■■■■が熱海市を經由して熱海土木に公共用財産用途廃止申請書を提出するというので、■■■■の方でこの開発を、⑤区域のA・B工区の開発を始めようという準備の中で、中に水路の筆がありました。その水路の筆を、昔、これは法定外公共用財産ということで国が持っていたものですから、■■■■の方では国から払下げを受けようとしての手続です。

ここにEの47と書かれてしまっていますが、Eの48ということで皆さんにお配りしたファイルがあると思います。Eの48を見ていただきまして、「公共用財産用途廃止申請書の送付について」というのが一番表にあります。めくっていってもらくと、これが何かというのが出てくるんですが、■■■■の用途廃止の申請書が途中であって、位置図があ

ります。申請箇所というのがあって、赤く縦線が引いてあって、そうしていくと、伊豆山の平面図ということで、⑤区域のこれが見えやすいと思うんですが、今回のA・B工区、⑤とここに入っていますが、A工区の中の一番東の方に水路筆があるんですけど。

○清水総務局参事

9ページ、9枚目ですか。

○福田土地対策課長

そうですね。このところが法定外公共物、公共財産ということで、水路筆があって、                    はこの払下げを受けようとしていました。

これ見てもらうと分かる通り、止まってしまっています。ここで四角が止まってしまっているとおり、公図で存在するのがここまで。この先は、さっき河川水路網図を見てもらうと、黄色い線が伸びていましたが、実際には公図上は存在していなかったということで、公図で存在しているのはここまでです。

実際に                    はここを払い下げてくださいということで用途廃止の申請をして、市、県、国と出てくるのですが、いずれも河川としての機能がない、現況もないし、機能を廃止しても構わないということで、この水路は                    に払い下げられました。ですので、今現在の公図を見ていないのですが、こういう筆は当然なくなっていて、どこかの筆に溶け込んでしまっている状態になっています。

それが2002年10月29日の                    が熱海市を經由して、熱海土木に公共用財産用途廃止申請書を提出するというので、この152.87㎡の水路敷になります。

実際には2002年12月12日、                    より申請のあった公共用財産の用途を廃止し、財務省が引き継ぐ、というのがあるんです。ですので、ここで払下げ自体はほぼ完了したというのが、これになります。

これが真新しく手に入れた資料で、こちらは、ここにEの47とかEの48と書いてありますが、実際間違いで、Eの47は今現在存在してしまっていて、Eの48、Eの49に最終的にはなっていくんですが、まだ今現在は、これは勝手に私がつけた番号なので、特に公表もしていませんし、これからの作業ということになります。

ということで、分かりましたかね。

2002年12月26日に熱海土木が                    に29条の開発行為を許可ということで、その後は皆さん御存じの内容になっていると思います。飛ばしてしまいましたが、特に新しく説明することはないと思います。

最終的には                    が引き継いで、                    が地位承継を承認されて、完了の検査済証ももらって、となっていくます。

次のページに行きます。5ページになりますが、「職員への聴き取り調査結果」ということで。つい先日ですが、この⑤区域の排水計画が適正であったかどうかを調べるために、                    の                    さんと、今、熱海市にいらっしゃる                    さんに聴き取り調査をしました。本当に簡単にしか書いていないんですが、またもうちょっと書かなくてはと思っているんですが、この辺は                    さんに聞いた内容が中心かな。雨水などの表流水に関しては、放

流先河川(鳴沢川)に排水容量があるため、調整池を設けず、道路側溝に排出する計画であった。

それから、地下水への対応。これ実際は許可後の施工内容のところで、地下水への対応として、■■■■には暗渠排水工の施工は指導した、と■■■■さんは言っていました。

それから、申請時点で計画地内には土砂が入っており、沢があったとの記憶はない。また、更に上流部、⑤区域を越えて上の方でも沢筋は見た覚えがない、と言っていました。

それから、許可後の施工内容のところに書いてありますが、これは■■■■さんから聞いた内容になります。排水管、埋設管があったかどうかということですが、公文書の中に、これは実際には違う人が言っていた話なんです、特に当時、■■■■は地形に沿って暗渠工を施工してください、と言ったのにやらなかった、という一文があったので聞いたんですが、実際には管が入っていたようです。排水管に関し、A工区では見ていないが、平成17年度、B工区において透水管が埋設されているのを目撃していると■■■■さんが言っていて、実際に、話があっちこっち行って申し訳ないんですが、先ほど見ていただいた用途廃止の申請書の後ろの方に、現地の東端の擁壁の写真がついていました。

#### ○清水総務局参事

19枚目ですね。

#### ○福田土地対策課長

写真が4枚ついていて、これを見てもらうと、当時造成されてしまっているのがよく分かるのですが、4のところを見ると、確かにでっかい穴が開いていて、恐らく管がここにつながっていたんだろうな、というのが何となく類推されます。先ほど言った公文書の中だと、水抜き管もない、水抜きもないというような書き方をされていましたが、水抜きはたくさん穴が開いているので、実際は確かについている、という状況です。

ただ、何か詰まっちゃっていたこともという、そうやって言っていたのではないかと当時の職員が言っていて、地形に沿って暗渠を入れて、と言ったのもこの場所ではなかったそうです。道路に沿って入れてくれ、と言ったがために、そういう話になっていたと。暗渠工がされていないというのはそういう意味だという話で、実際に暗渠排水工がされていたのは完全に区域のど真ん中にされていたのであろうと思われます。

先のこともここで話してしまったのですが、そんなものもあります。

■■■■さんは、ここで排水管に関して、B工区、要するに⑤区域の西側の方、無許可開発区域に寄った方ですが、そこでは透水管が埋設されたのを目撃していると。

その他は、ここは話と関係ないので要らないかなと思ったのですが、区域内に廃棄物が埋設されているとの情報提供があったことから、3か所ボーリングしたが、廃棄物が出なかったというのを、聞いたことで書いてしまいました。また取った方がいいかもしれません。

6ページに行ってくださいますと、「当該土地改変行為に対する考察」のところで、「鳴沢川上流部の川筋を埋める開発計画・工事の対応は適切であったか」というふうにて

マを設けています。

⑤区域(AB工区)位置図としまして、私、図がうまくなくてカクカクなっていますが、実際はもうちょっと曲線になっているんですが、川がこんな具合に流れていて、鳴沢川は、ここは準用河川ですよ、普通河川ですよということで書かせてもらっています。

あとのところ、認定された事実関係の内容、最初のところ、河川法上の区分を今説明しました。形状についても大体説明してありますが、今、「認定された事実関係の内容」の(1)のところ、大体今話し終わっています。

7ページを見ていただきまして、(2)の「認定された事実関係への考察」のところだけ読み上げます。

「開発許可申請時点における鳴沢川は、当該区域から上流にかけて、図面上は存在していたものの、河川としての形状はなく、機能も失われていた。」「⑤区域内の鳴沢川は普通河川に区分され、開発行為に際し、河川法上の手続は要しない。」これは当たり前なので要らないかもしれません。

「区域内に公図上の水路敷が存在し、■■■■の用途廃止申請に基づき、法定外公共財産として東海財務局に引き継いだ。この手続の中で、河川としての形態及び機能ともなく、廃することによる影響がないことを国県市とも認めている。」というのもあります。

それから、「開発許可申請前の時点で鳴沢川が河川としての機能を喪失していたことは関係者間で共有されていた。」これは上のポツを引き継いでのことになりますが、それから、「排水計画に対し、表流水に関しては、道路側溝及び下流河川の容量が技術基準に適合することを確認し、また、地下水に関しては暗渠の設置を指導しており」、これ、先ほどの■■■■さんが言ったところですね。「必要な審査・指導は行った。」

「B工区の施工中、現地において排水管の設置工事を確認しており、AB工区にかけて暗渠排水工が施工されているものと思われる。」

「⑤区域の排水施設に関しては、県の指導に基づき、法の基準に適合した排水工が施工されていると考える」ということで一応閉じております。

分かりにくかったと思いますが、以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。では、今の御説明に関して御質問などありましたらお願いします。

○望月盛土対策課長

11月9日の静岡新聞の■■■■さんの質問の中に、そもそも「県が鳴沢川を埋める開発(無許可開発区域の下流側)を認めたことが根本的な問題で、川筋が埋まり水の行き場がなくなった」と。これで、無許可じゃなくて、しっかりした構造が入っているよということと言えるということですね。

○福田土地対策課長

そうですね。実際の河川への放流に至る経路がちゃんと用意されている。

○望月盛土対策課長

実際分らないですけど、公共財産の廃止届の申請というのは2002年10月29日ですよ。

○福田土地対策課長

そうです。

○望月盛土対策課長

その前から工事許可しちゃっているということ。

○福田土地対策課長

宅造の方では工事をやっていたので、確かに、それは……。

○望月盛土対策課長

チェックしていなかったということね。

○福田土地対策課長

ということですね。確かに、宅造も本来であれば、払下げを受けた後、やるべきだったのか。そうですね。

○望月盛土対策課長

指摘されて、後追いになっちゃったんでしょうね。

○福田土地対策課長

どうだったんですかね。A・B工区としてやろうと思ったがために、ここでやったのか。それとも、この宅造をやっている中でどこかに注意されて、こういうことをしたのか。その辺は分かりかねますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

7ページの(2)の「認定された事実関係への考察」ですが、まず1ポツ目、「当該区域から上流にかけて、図面上は存在していたものの、河川としての形状はなく、機能も失われていた」というのは、どこのことを言っているんですか。

○福田土地対策課長

⑤区域の中自体が、実際それがよかった悪かったは別として、造成されてしまっていて、更にその上に関しては、これ聴き取り調査になります。沢筋を確認した人間がいないうことが、まずは図面上、河川水路網図なんかだと存在はしているけれども、実際に河川としての形状、沢地形はなかった。当然、水も流れるはずもないので機能も失わ

れていたということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、先ほどの水路網図を見ると、どの部分を言っている。

○福田土地対策課長

これ、だから、⑤区域の中に入れてから全部ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

全部。準用と普通と書いてあるところ全部。この黄色。

○福田土地対策課長

どっちかという、ヨウハイ(用途廃止)の矢印のところ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。ここからこの上。

○福田土地対策課長

ヨウハイ(用途廃止)のところより下は、当然、河川の形状がそこはあるので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

河川の形状って、たまたま見たときに水が流れていなかったということで、河川の形状はなくと言っているのか、どうなのかな。

○福田土地対策課長

獣道みたいなものはあったけど、という言い方をしていました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「機能も失われていた」、この表現が本当に合っているかな。

○内藤総務局長

普段は流れていないけど、雨が降ったときとかはそこを流れて水が流れるようになっていたとすると、それは河川の機能としてはあるということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっとこの表現が気になったということと、あと、その2ポツ目のところに「普通河川に区分され、開発行為に際し、河川法上の手続は要しない」ということですが、法河川じゃないけれども、普通河川条例とか持っている場合があるので、そこは確認しているかな。

○福田土地対策課長

していません。分かりました。それは知らなかった。それ、条例の定めはそういうことですか、何か開発をしようとするのであれば、こうなさいという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

条例に何かそういうことが書いてある可能性もあるし、「河川法上の手続は要しない」というのは、そこが、そういう今言った普通河川条例も含めてのことを言っているのか。

○福田土地対策課長

いや、ごめんなさい普通河川条例は抜け落ちています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこが気になった。

○福田土地対策課長

それは市の条例。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。市の条例ですよ。

○福田土地対策課長

普通河川の。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。で、3ポツ目の「この手続の中で河川としての形態及び機能ともなく、廃することによる影響はないことを国、県、市とも認めている」というのは、どこですか。

○福田土地対策課長

先ほどの申請の中で、例えば、Eの49の一番表紙を見てもらうと、県知事から東海財務局に送る文書の中で、当該財産は既に他の公共物等で代替され、(従前から機能を喪失しているもので、廃止しても公共上何ら支障ないものである)と書かれていたり、ほかにもどこかあちこちに似たような……。

これ、もちろん河川に詳しい人たちじゃないのであれなんでしょうけど、そういう言い方を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今のEの49の表のところ、「既に他の公共物で代替され」というのは、どの、どういうことを言っているんですか。

○福田土地対策課長

これ、今私が読み上げたんですけど、括弧の中に「従前から機能を喪失し」というのがあるので、恐らく、これは、「当該財産は従前から機能を喪失し」なのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一番最初の図面に戻ってってしまうのですが、機能喪失という表現について。自分たち、自分の感覚からいうと、機能は従前からずっとあるのですが、その機能を確保した代替施設というか、それに代わるものがしっかりできているから廃止してもいいですよ、となっていくのではないかなと。

○福田土地対策課長

本来だったら、付け替えとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。ちゃんと従前の機能、鳴沢川という一応普通河川でもあれだけの流域をしょっている水が流れてくるところであるので、それを適切に流れるような形のものでできているかどうかというところは非常に重要かなと。

○福田土地対策課長

⑤区域ができる前は、恐らく、一時的に全く(水が)ない時期があったと思うんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、そういう施設、構造物はなかったかもしれないけれど、もともとの沢地形があって、その沢地形があるがごとくに水が適切に下流に流れていったということがあるじゃないですか。それを、今度はそこに開発行為をして、その部分を埋めてしまうのは、その川が流れてくる、水が流れてくる場所の水の処理をどういうふうにやっていたのか、その代替機能をちゃんと確保するような形でこの内容を確認していたのかどうか、私は気になりますね。

この文書だけを読んでも、国、県、市とも認めているということであるならば、その影響がない、廃することによる影響はないというところは何をもって判断しているのか。ただ、それを確認するだけの資料がなければ、確認できないということになるのかもしれないけれど、本来そういうことをちゃんと確認する、問題ない、影響がない、という証明ができるものがないと、ここまで考察に書き切るとして、どうかなと。

その4つ目のところにも、「鳴沢川が河川としての機能を喪失していたことは、関係者間で共有されていた」。本当かな。

○福田土地対策課長

これは、単純にこの手続の中での話で言っているもので、確かに全員が全員、国、県、市が知っているわけじゃないですよ。



○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

繰り返しになりますが、普通、雨が降っていないときは確かに枯れた沢かもしれないけれど、雨が降ったときにはそれなりの水が流れてくるような川だと、普通河川だと思うんですよね。だから、機能の喪失ということに対して、どうしてそういうふうに考えていたのか、というところが、この文書から心配になりました。

○福田土地対策課長

聞いたのは実際、■■■さんと■■■さんだけなので、ほかの人全員に聞いたわけではないのですが、もともと、先ほどからの話にあるとおり、沢地形がなくて、今、杉本さんおっしゃったみたいな、河川としてのそういう認識は全く感じられなかった、というのがあります。

○望月盛土対策課長

当時、熱海市は静岡県に対して意見書をつけてありますが、その中に、「水路敷については、その形態及び機能が全く周囲の状況から他への影響はないもので、用途廃止に支障ありません」と明確に書いてあって。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○望月盛土対策課長

熱海市としてはちゃんと調べて、廃止してもいい、という判断をしたと思われるので、それ以上疑うことはできないのではないかなと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。ですから、疑うというか、その辺をちゃんと確認してやってくれているならいいですが、そこを確認するだけの資料がなかった、ということですよ。

○福田土地対策課長

そうか、そういう書き方がね。これ以上の資料はない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今言ったのは、どこに書いてありますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

データだと4枚目の意見書、熱海市が副申でつけてくるものがある、その中にあります。

○望月盛土対策課長

平成 14 年 11 月 1 日。

○福田土地対策課長

この場合、あれは河川の部局に行きますよね、熱海土木だって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

さっきのあれで。

○福田土地対策課長

それも見てもらって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これを、熱海市がこういうだけの資料がないという。

○福田土地対策課長

そうですね。確かに外見的に見れば確かにないんです。杉本さんがおっしゃるように、確かに大雨が降れば水は流れてはくるんでしょうけれども。

○望月盛土対策課長

そこまで調べて廃止したんじゃないですか。

○福田土地対策課長

はい。そうだと思いますよね。

○望月盛土対策課長

いや、それ以上は、こちらは調べるできませんからね。

○内藤総務局長

この意見書を出したのは熱海市の何課なんですか。河川課？

○清水総務局参事

熱建設となっているから、建設課なんですかね。

○内藤総務局長

あ、本当だ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

それは河川とか、こういう都市計画とか全部担当しているのかな。

○清水総務局参事

どうなんですかね。

○内藤総務局長

河川管理者は熱海市なんですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

河川管理者が支障ないです、と意見を出している以上、そこは信じるしかないのではないかという気がします。

○福田土地対策課長

疑ってかかれれば確かにきりがいいですけど。

○内藤総務局長

そうです。国もこれで認めているわけですよ。ということは、河川はなかった。機能もなかったということになる。

○望月盛土対策課長

これは実際、一応、A工区のところの写真があって、●●●管が抜けている写真があるじゃないですか。こんなものですよ、20センチとか30センチ。確かに流液はあるんですけど、ほとんど水は流れていなかったという。

○福田土地対策課長

と思いますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

地下水になってしまった。

○望月盛土対策課長

全部地下水、ほとんど。

○内藤総務局長

もともと地下水だった。

○福田土地対策課長

そんな気がします、確かに。

○片山廃棄物リサイクル課長

これの申請者は誰でしたか。

○福田土地対策課長

申請者は■■■■です。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■ですよ。この右下に書いてある測量士って。

○福田土地対策課長

■■■■。資格は持っていたんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

持っていますもんね。

○望月盛土対策課長

間違いじゃないと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは間違いはない。

○福田土地対策課長

ちょっと書きぶりは分かりませんが、あまりにも言い切り過ぎているなどは自分でも思っていましたので。

○内藤総務局長

ほかにどうでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もし、このときの申請書とかが出てくれば、この検証委員会の中でも対象にしてやる内容になってくるんですか。河川、⑤区域、A工区、B工区。

○内藤総務局長

ここについては特別委員会からの提言を見ても、特にそういうことを求められていないですが、報道への対応ということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ということであれば、行政手続の方の関係ですよ。

○内藤総務局長

もちろんそうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうなってくると、今言った、当時の熱海市がどうしてこういう判断にしたのかというところは、いろいろ資料を見たけれど、なかったから確認できなかった、というところまでの事実としては言えるということですね。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを正とするならば、こういう手続は妥当だったということになってくる。埋めることに対しては、それなりの手続を踏んでいて。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

通常の手続を踏んで対応していた。

○福田土地対策課長

電話したときに■■■さんは、過去の当時のことを知る人間にいろいろ当たってくれたようで、さすがにもう聞ける人がいないという話をしていましたので、やれることはやってくれたと信じています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと一般論的な話から疑問に思ったので。

○福田土地対策課長

そういう御指摘をいただくだらうとは思っていましたが。確かに、ちょっと書き過ぎた部分もありますので。

○内藤総務局長

よろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

その他のところは保留ですか。

○福田土地対策課長

書いてしまいましたが、その他は要らないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係の整理のところは残るんですよ。ここで廃棄物があった、というところは残るんですよ。

○福田土地対策課長

これは、どこにも関係する部分ではないから、清水さん、これは取ってしまっていいですかね。

○清水総務局参事

写真の扱いはどうすればいいでしょうか。あそこの無許可開発地の写真がついているじゃないですか。場所的に無許可開発地の写真がついていて、それが、集水枡がどうのこうのというところの。

○福田土地対策課長

D55 の写真のこと。

○清水総務局参事

D55 でしたっけ。まだ番号ついていないものだと思うんですが。廃棄物が埋まっているという情報提供の元になっている文書と言えいいですか。その文書に写真がついていて、はっきりとは写っていませんが、黒い家が建つであろう場所が写っています。そこに穴ぼこみみたいなものがあるようには見えないですよ、というようには使えるかもしれない写真だと思います。

○福田土地対策課長

そういう写真って、あちこちに出てくるよね。D81 にもあるし、D240 にもあるし。同じような写真があちこちある。

○内藤総務局長

D81 にある。それ黒い家のところ。

○清水総務局参事

そう。ただ、これ、どこを撮っているのかよく分からない。

- 内藤総務局長  
分からないんだよ。
- 福田土地対策課長  
E24 だったら、場所がどこか書いてあった気がします。
- 清水総務局参事  
こちらからそれが言えれば、それでいい気がします。
- 内藤総務局長  
その■■■■のところについている写真と比べてみますか。
- 福田土地対策課長  
どちらが分かりやすいか。これ白黒になっちゃっているから見づらいな。
- 清水総務局参事  
廃棄物が埋まっている云々の話は、ほかで出てきていないんですけど。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
どこだか分からないですけど、心配になって掘って。これ、どこかは分からないですよ  
ね。
- 福田土地対策課長  
どこを掘ったかは分からない。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
なので、それらしいところを掘ったが、(廃棄物が)なかったというのは、ある意味、確  
率を高める意味ではある方がいい感じがします。
- 清水総務局参事  
ちゃんとやっています、というところで。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
分からなかったという検証よりも、聴き取りで、そういったことはやった、というのが分  
かる方がいいかなという感じがします。
- 福田土地対策課長  
ただ、これは排水の関係と何の関係もない。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。そちらは関係ないんですよね。だから、その他かなと思って。

○福田土地対策課長

聴き取り調査ではあるのですが。

○清水総務局参事

議員の先生で何か埋まっていると言っている先生いないんですっけ。と思うと、何かどっかにあってもいいかもしれないなど。

○福田土地対策課長

どこかに入れるとなると、唐突に出てきますが、これしかないですもんね。

○内藤総務局長

取りあえず入れておきますか。

○福田土地対策課長

では、残しますか。書きぶりはまた考えるとして。

○内藤総務局長

これはよろしいでしょうかね。

○福田土地対策課長

では、土採取。こちらにつきましては、前回御指摘いただいた内容の修正が何箇所かあるのと、それと、付け加えた方がいいよという話がありました。

まず、1ページになりますが、片山課長からこの表の題名をつけた方が分かりやすいという御意見があって、「県条例の適用除外となる8市町の単独条例」という題名をここに付けました。

それから、2ページ以降ですが、こちらはもともと資料1、資料2という振り方をしてあったのをtsu001、tsu002、003 というように表記を変えております。

4ページ目の最後に、今まで入れていなかったんですが、論点の1、2をここに入れていきます。

あと、3番ですね、「事実関係を踏まえた論点と考察」のところ、5ページ以降になります。こここのところ、前回、清水さんからいただいた書きぶりの修正のところは赤字でズラズラっと来ていて、関東学院大学の出石先生の御意見を6ページに、出石先生の発言をそのまま抜粋ですが、入れました。

先生の言葉をそのまま入れるのもどうかと思ったものですから、若干言い方をいじっていますが、最後のところに、「被災者支援特別委員会第6回委員会において、関東学



院大学法学部長・出石教授も同様な趣旨の発言をされていた」ということで、ここに抜粋としまして、「条例について、規制が弱いとの主張がされているが、疑問ではない。罰則はそうかもしれないが、そもそも条例第6条の措置命令は代替的作為義務と言って、そのとき代執行ができる。代執行というのはまさに実力行使で、要は元に戻せる。それと同じことが当時できた。こんな強制力のあるものはない。届出だからできないということではない」ということで、言い回しはいじっていますが、そのまま文言を引っ張ってきました。

そして、(2)の他県の関係のところは清水さんからいただいたものをそのまま載せてあります。

4番の考察のところ。ここに前回、望月課長から盛土規制条例の取組というものでいただいたところを、3ポツ目、「なお」以下になりますが、そのままここに入れさせていただきました。

対応した内容は以上になります。

#### ○内藤総務局長

ありがとうございます。それでは、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。

#### ○清水総務局参事

今、御説明して下さった6ページの出石先生の発言のところですが、これは、発言されていたというよりも、同様の趣旨の見解を示されているとか、そういう見解だ、と言った方がいいのではないかと思ったのと、出石先生の発言を囲みで途中に入れて下さったんですが、途中にあると何か違和感というか、途中で分断されちゃうので、※印か何かを入れて、一番下にこの発言を持ってきてもいいのではないかなというのと、ページの一番下に囲みがあってもいいのかなと思いました。

#### ○福田土地対策課長

同様の趣旨の見解のところ※印でも入れて、下に持ってくるということですね。なるほど。

#### ○清水総務局参事

それと、あと、8ページの対策のところ1個、細かい話ですが、1ポツ目に盛土規制条例が入っていて、条例の名称が略称だと思うんですが、下にある条例の名前と合っていないので、どちらかに正式名称を入れて、あとは略称を取るといった形にしたらどうかなと。あと、この対策の2ポツ目と3ポツ目、いずれも終わりに具体的に次の事項に取り組んでいく、具体的には次のとおり、となっていますが、ここは一緒にした方がいいかなと。文章をまとめて下につなげていくような形に。こういう感じでというのが言えないんですけど。

#### ○福田土地対策課長

2ポツ目と3ポツ目が確かにかぶってしまっている。

○清水総務局参事

前段の言い回しがちょっと違うところがあるので、どうやってミックスさせるのがいいのかというのが今ぱっと言えないんですが。

○福田土地対策課長

直します。

○清水総務局参事

以上です。

○内藤総務局長

そのほかどうでしょうか。いいですかね。大丈夫ですかね。いいですか。

それでは、廃棄物処理に行きますか。5時ぐらい、切りのいいところで。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物処理法の資料を御覧ください。主には前回、3回目の資料で御意見いただいたところを結構修正しております。データでいくと赤字で、(印刷すると)白黒になる可能性もあるので、直したところに下線を引いてあります。ざっと説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、ほとんど変えてありません。1文字減らして、取りあえず1ページに収まるように入れてあります。ここは変わってありません。

2ページ目ですが、位置図の概略図につきまして、赤字のところ、下線のところを少し表現を変えて場所が分かるように、ということで、図を入れたところを、①区域とか源頭部が分かるように、⑥区域入れて、あとP部にも、少し解説を入れてみました。

というのは、9月ぐらいの時点で木くずがある場所、廃棄物がある場所を示した位置図を暫定的に作ったのですが、このときに、この辺に木くずがあるのではないかとかというのを入れ込んだときに作った図と、逢初川源頭部とその周辺区域が全体的に分かるかなということで、一番最初の時点で①区域から⑦区域の場所を入れた図を、この図にP部という表現があったことから入れてみたので、この辺は御意見いただければと思います。細か過ぎるということならば外しますし、もうちょっと地図との整合を取るということなら外すとか、その辺を考えたいと思います。

それから3ページ目、こちらについては特に変わってありません。

それから4ページ目ですが、こちらについては、この前いろいろ御意見もらったので、建設廃棄物の話を細かく、内容と書き方を変えて、建設工事に伴う廃棄物は、産業廃棄物と事業系の一般廃棄物になることがある、という感じで、特別管理産業廃棄物は今回はそんなに出てこないのですが、この方が分かりやすいと思い、少し変えてみました。

事業系の一般廃棄物には、ここに「現場事務所等から排出されたごみのほか、建設工事で刈られて不要になった草や単なる土地造成のために伐採された木を含む」というこ

とで、こちらは事業系になる可能性があります。それから産業廃棄物については、「木くず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)」、ということで、条例の文書どおり一般的な列挙に変えてみました。

それから、廃棄物に関する概要の説明なので、5ページ、6ページ、7ページ、それから8ページ、9ページ、10ページ、11ページについて、ここまで廃棄物処理法に関する資料ということで解説等を入れてありますが、ここは今、変えておりません。

それから、12ページから3番で、事実関係の整理です。こちらにつきましては、9月の委員会資料を参考に、主語を「県が」と持ってきていたので、どこの機関がやったかということ、具体的に出先事務所の「東部健福が」と修正をし、加えてあります。

あと、廃棄物リサイクル課が関わったところにつきましては、廃棄物リサイクル課と表現しています。

あと、最初の方で、廃棄物の事実関係について、A3の縦長の資料で事実関係を整理したものがあつたのですが、確認したところ、こちらの方が資料の内容に日付とかが多かったので、こちらをそのまま、今、主語だけを変えた状況にしてあります。

それから、24ページに行きまして、「事実関係を踏まえた論点と考察」の前ですが、提言の概要が4番以降に入っていたのですが、これを事実関係の3番の方に置いたことで、ここはほかの法令と同じように、提言の概要と考察事項ということで、ここを追加し、修正しています。

それから、4番、「事実関係を踏まえた論点と考察」については、(1)から(6)をそれぞれ論点と考察ということで整理をし直しました。

それで、(1)については、前回、全体的に聞かれている内容が重複している事実関係や考察があつたので、例えば統合するとか、これはやめるとか、重複感を見直して整理し直しています。

(1)が、解体工事現場の廃棄物の排出事業者の特定の調査についての事実関係や考察ということで整理し直しています。内容的には、確認、判明した事実関係を結構削っています。それから、25ページに行きますが、当時の担当職員への聴き取り調査結果、ということで追加をしています。

それから、考察についても、解体工事現場の排出事業者の特定の調査がどうだったかというところで整理し直しています。

(2)に行きまして、26ページですが、土地所有者への源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応ということで、事実関係を整理し直して、ボリュームを減らしています。

考察についても、全面的に内容を統廃合したりして、表現を変えて整理し直しています。

27ページに行きまして、(3)で、所有権が移転した後、現所有者への廃棄物処理を優先したのが適切であったか、ということに対して、全体的に確認、判明した事実関係を圧縮整理したということ。それから考察も全般的に見直して、整理し直して書いています。

29ページは、現所有者が源頭部北西部区域に搬入、あるいは放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか、

ということで整理し直し、確認判明した事実関係は、ほとんど変えていません。

考察につきましては、内容を整理して、ポツを整理して4点ぐらいに絞ったということです。

下線が二重線になっているところは間違っただけで二重線にしてありますので、ここは一重線と同様な扱いです。

30 ページに行きますが、(5)木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為の特定に係る対応はどうであったか、ということで、こちらの「確認・判明した事実関係」については、主語を変えただけで、特に変えておりません。

考察につきましても、修正はほとんどございません。

31 ページに行きますが、(6)で今度は、「源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応が適切であったか」ということで、確認判明した事実関係、こちらにつきましてはボリュームを減らしています。

「当時の担当者への聴き取り調査結果」ということで、こちらを追加しております。

考察についてはほとんど変えておりません。

(7)残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応についても、確認判明した事実関係については修正はしておりません。色が変わっていませんが、点線で、「当時の担当職員へのヒアリング結果」を追加しております。

考察についても、内容的には変わっていないと思います。

考察は3ポツありましたが、色は変わっていませんが、文章等を修正し、2ポツにしました。

それから、5「考察を踏まえた再発防止に向けた対策」で、ここまでの考察を踏まえ、廃棄物処理法としてどんな反省点があったか、というのを4ポツほど書かせてもらって、5ポツ目で「あらためて、産業廃棄物の不法投棄を撲滅する視点に立ち、組織として断固たる姿勢で臨んだか、指針に基づく厳格な対応であったか、戒めとする必要がある。この点を踏まえ、組織内で目指すべき取組を共有し、知識・経験を積んだ職員を育成し、他の法令所管部署と連携した取組を進める」という締めにして、項目を(1)として、これまでやってきた不法投棄対策を書いて、(2)として今般の事案に基づく対策は何を実施してきたか、とまとめて、(3)として、「今後に向けて実施していく取組」を4ポツ、箇条書にしたということで、全体的には下線部分等を修正したという状況です。

内容的には以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。考察の部分はかなり赤になっていますが、基本的に趣旨は変わっていない感じですか。一まとめにしたいとか、そういう修正。

○片山廃棄物リサイクル課長

趣旨は変わっていないですね。表現を変えたのと、あと、ポツが多かったところをまとめたりということで、もう少し、変えたところだけ赤にしようかと思いましたが、ポツの数が合わなくなってしまったので。

○内藤総務局長

真っ赤になっているからすごい変わったのかと思ったら、そういうことでもない。

○片山廃棄物リサイクル課長

でもないですね。それから、あと、この前言われていた中で平成 22 年の法改正があって、そのあたりで取扱いが変わっているの、そこで何かできないか、やれることがあったのではないかと、と言われていたところがあったので、そのあたりを、少しやれることということで加えた。

○内藤総務局長

22 年以降だったらできたのではないかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですね。

○内藤総務局長

最後の再発防止に向けた対策のところ、最初は「因果関係が明らかではない」とか、こういうのを書かなきゃいけないんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

もともとの第三者委員会で言われたところは①の検証だったということで、⑥のところは、この検証委員会を立ち上げるときに1回外れたじゃないですか。けれども、廃棄物があるので、そこは入れて一緒に検証したらどうか、ということだったので、この言葉を入れた方が廃掃法としてはいいのかなという思いがあり、入れた状態にしてみました。

○内藤総務局長

どこか考察のところに入れるとか、再発防止に向けた対策のところしか書くところないのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

考察ですか。

○内藤総務局長

考察なのか。これでいいのかな。とにかく書きたいと。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは私のところで書いておきたいと思っているんですが、どうなるかは分かりません。

○内藤総務局長

あと、再発防止の(1)の「これまで不法投棄対策」は、「これまでの」ということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。「これまでの」ですね。

○内藤総務局長

これは、「これまでの」だから、これまでもやっているということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。

○内藤総務局長

それを拡充するとかという話でもない。

○片山廃棄物リサイクル課長

拡充……。引き続きやっていきますということですが。当然、工夫するところは当然ありますので。

○内藤総務局長

なるほど。そうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

前にやったときに、ほかの法令のときも、これまでやってきたところと、災害が起こってからと今後や取り組むことと、3つぐらい書いたらどうか、という話があったと思ったので、その言葉で入れてみましたが。

○内藤総務局長

その意味は、これまでやってきた対策をこういうふうに改善したとか拡充した、ということと、熱海の土石流災害があってから新しく始めたことと、もう一つは、今は何もやっていないが今後やっていくとか、そのように整理したという話であって、今までもずっとやってきて、今後も変わらずやっていくようなことは特に書かなくていい気がします。

○片山廃棄物リサイクル課長

では逆に、こういうことをやっていたが、熱海の災害が起こった後にこうした、と変えていく方がいいですかね。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。

○内藤総務局長  
ということからすると、この(1)は本当に純粹にこれまでもやっていて、今後もやっていくことなんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうですね。廃棄物がそこに、①区域だとか、あの辺にあったというときも監視パトロールを積極的に続けた、とあるので。あとは、そういったやり方を工夫するとかは当然あるかなど。

○内藤総務局長  
だったら、これは書かなくていい。熱海の土石流災害があってから、今までやっていたこれをこのように改善したということがあれば、そこを書いて。

○片山廃棄物リサイクル課長  
はい。基本はなしで、変えるなら、これが(2)の方で更に充実させたと。

○内藤総務局長  
いや、それは(1)として、これまでやっていたこれをこのように変えました。(2)は、これまでやっていなかったが、熱海の土石流災害があってからやり出したと。(3)は今まだやっていないが、今後やっていく、という枠でしたよね、たしか。大川井さん。

○大川井森林保全課長  
はい。経産部で話したときは、そういう内訳にしたらどうかという。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。ありがとうございます。ここは直します。

○内藤総務局長  
そうですね。(1)は拡充部分をもうちょっと強調しないでいただきたいということと、(2)については、これは「残土と称して廃棄物が」という、ここをもう少し、これまではなかなか手出しできなかった部分をこのように考え方を改めて、しっかり取り締まっていく、というようなことが言えないかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長  
はい。強調して。

○内藤総務局長

この前もお願いしたんですが、県議会議員の先生も非常にこれ注目しているので。今までは残土と言われてしまうと、なかなか手出しできなかつた、というところがあったんですよね。今後もそれは難しい条件はもちろん変わらないと思いますが、そこをもう少し考え方を変えるとかして。

清水さんのところで逐条解説か何か見てくれたのがありましたか。

土砂の話。ちょっとそこを説明して。

○片山廃棄物リサイクル課長

ありますね。これ、こちらの中に入っていますよね。説明の中に入っていないでしたか。取っちゃいましたか。

○内藤総務局長

どこかに入れてくれたんですしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません、今、入っていないということです。

○内藤総務局長

そういう考えもあるので、もう少し。

しっかり取り締まっていくという方向性で行けたら、というのはお願いしたいと思います。

それともう一点は、(3)は箇条書みたいになっていますが、もう少し具体的に書けないですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう少し具体的に。はい。分かりました。では、これは、同じように文章で書いていく感じでいいですかね。

○内藤総務局長

できれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

事例集を作成して〇〇をしていく、とか。

○内藤総務局長

事例集を作成したら、市町に配ることになるんですかね。事例集を基にしっかり研修をやるとか。それは(事例集を基にした研修を)やるならですけど。あと、地形の把握について



ても、把握してどうするのかというようなことまで書いていただく方がいいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。分かりました。

○内藤総務局長

私は以上です。

○望月盛土対策課長

廃棄物混じり土砂ってどこかに定義というか、対策って書いてありましたか。

○片山廃棄物リサイクル課長

対策としては、書いてあるのって、今……。

○望月盛土対策課長

廃棄物って具体的に書いてあって、廃棄物混じりという●●●●●●。

○片山廃棄物リサイクル課長

具体的には、県盛土対策課と一緒にやっていますと。研修を行っているだ。33 ページです。

○望月盛土対策課長

それって廃棄物としてでしょう。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物としてです。

○望月盛土対策課長

廃棄物混じりという概念はちょっと出てこないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは一緒になって指導していくという、そこしかない。

○望月盛土対策課長

大きな廃棄物だと、明らかに廃棄物だと分かるから、指導の仕方もあるんだけど、残土の中にガラとか入ってくると。

○片山廃棄物リサイクル課長

ガラは廃棄物なので取り除くという指導ですよ。

○望月盛土対策課長

それで、盛土規制法を作るときに廃棄物混じりをどうするかという議論があって、それをいろいろなところと関係しながら、とか、元々発生する段階で分別しましょう、となっているんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。上流部のところはやっていきましょう、というところですね。

○望月盛土対策課長

そう。そこを入れた方がいいなど。それに関係するマニュアルとか、国交省が作った概要みたいなものもあるので、それを使った方がいいと思います。またそれは提供します。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

その他、どうでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まず2ページですが、①区域というのは、P部もそうなんですけど、「■■■■・■■■■による残土搬入(2010年7月～不詳)」という、この行為は①区域にもP部にも関わる、という旗揚げでよろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここですが、はっきりその図の中で、例えば写真の方を丸で囲むとか分からなかったので、取りあえずこんな書き方でまとめていいのでしょうか、というところです。じゃ、どこでこれが切れているんだというのが(分からない)。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこに持っていったか分からないので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう、そうなんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、■■■■・■■■■の残土搬入はP部にも①区域にも入っているよということを表現したくて書いた。

○片山廃棄物リサイクル課長

この辺りかな、境辺りでやっていたのではないかという。

○内藤総務局長

■■■■・■■■■はP部と①区域の両方にまたがってやっていたと。

○片山廃棄物リサイクル課長

この辺りじゃないかというところで、どちらの区域なのか、正式なところが分からなかった。

○内藤総務局長

■■■■は明らかに①区域。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■は①区域ですね。

○内藤総務局長

⑥区域よりP部の方が広いんですか、概念としては。

○片山廃棄物リサイクル課長

P部の方が広いですね。一番最初に分けた、この①区域から⑦区域まで、これを書いたやつがあるんですけど、本当はこれと合わせるとよかったんですけど、また違う地図を使っちゃっているんで。

○内藤総務局長

では、P部は⑥区域を含んでしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

P部は、議論の中、この中に出てきていないので。

○内藤総務局長

これが⑥区域で、この赤白がP部だと思っていた。違うんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。ですから、P部という表現はこれまで出てきていないので、概略図でそれを拾うのはどうかと思ったのですが、土地改変の全体図にはP部という表現が出てきているので、敢えて入れようかどうしようかという話と、それを入れてしまうと、■■■■・■■■■による残土搬入は場所的にどこだったんだというところが、はっきり書けないものですから。この辺りとしか(書けない)。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この辺りが①区域とP部に両方またがるようなところ、ということですかね。

○内藤総務局長

それは、当時の健福の人に聞いても分からないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域自体がはっきり(しない)……。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

健福は⑥区域しか分からないので。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、残土処分場が分かれば分かるのかね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

なので、残土処分場自体は健福はこのエリアというぐらいしか分からないので……。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、残土処分場の届出というか、その範囲が分かれば、また残土処分場というエリアが書けるのかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

残土処分場って出てくるのは、いわゆる①区域の一部なんですわね。

○片山廃棄物リサイクル課長

①区域のどこ、一部なのか。その資料はないんですよ。

○内藤総務局長

それは正確にどこの位置かは分からないということですね。でも、少なくとも木くずを取らせたじゃないですか。その場所は分かるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは分かりますよね。①区域の穴。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

それは健福が見ていますので。

○内藤総務局長

それがこの三角の辺りだと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

三角の頭辺り。

○片山廃棄物リサイクル課長

頭から崩れたって感じなのかね、幅広く。この三角になっている。

○内藤総務局長

杉本さん、よろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、「崩落」というこの表現は、何か意図ありますか。追加した理由。

○片山廃棄物リサイクル課長

理由としては、①区域部分が落ちた部分です、というのを、誰がどこでやっていたかが分かるように書いたというか。なくてもいいですかね。なくてもよければ。

○内藤総務局長

①区域と書いてあれば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この写真が矢印で上に向かっているのか、今言ったように、崩落って広がり、土砂が流れていった意味合いで三角に書いているのか。何を言っているのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

広がって崩落していったというイメージで書いたんですが、広がり過ぎている感じもあるし、これは矢印じゃないかと間違えられる可能性もあるので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要らないのではないかな。どうですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

直します。あえてそこは(意図はない)。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、5ページ目の中段のところ、「なお」のところの文章の最後の方に「それ以外の場合是一般廃棄物として取り扱う」と書いてあるじゃないですか。これは事業系の一般廃

棄物ということでいいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。事業系しかないのです。家庭系もありますが、家庭系は特に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここにせっきやくその分類を書いてくれてあるので、そこと統一した表現にした方が分かるのかなと思いました。

○内藤総務局長

そのほかどうでしょうか。大川井さん。


○大川井森林保全課長

今、杉本課長言われた2ページの概略図のところですが、上のフローというか、概略図と、下の写真の旗揚げの関係が、ぱっと見て頭に入ってこなくて、どう見ていったら分かりやすいかなと思ったんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよね。最初、ポンチ絵だけにしようと思ったんですが、全体で木くずがあるという事実関係もあったので、ここに入れるのがいいのか、ほかのところで見せるというか、参考でこんな位置関係ですよってやるのか、そこは迷いまして、取りあえずこの方がいいかなととりあえず入れてみたのですが、確かにこれで行くと、①区域と⑥区域のところなんですよね。

○大川井森林保全課長

それで、上の概略図の真ん中辺りに、による残土搬入と書いてあって、これが下の空中写真の中でどれだというと⑥区域のところじゃないんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないです。はい。

○大川井森林保全課長

この真ん中辺にある三角、崩れちゃった。

○片山廃棄物リサイクル課長

オレンジと、黄色の三角。

○大川井森林保全課長

オレンジの三角。これなんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうです。

○大川井森林保全課長  
その上の概略図に「■■■■・■■■■による残土搬入」と書いてあるので、その文字がそのまま下に来ていると、すごく分かりやすいんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長  
確かに。

○大川井森林保全課長  
これとこれが同じ場所なのかどうかというのが頭の中でうまくくっつかなくて。もうちょっと分かりやすくなるといいかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。

○大川井森林保全課長  
その下の「■■■■による残土搬入」というのは、また源頭部のところでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうです。

○大川井森林保全課長  
その上にかぶせたんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうです。

○大川井森林保全課長  
それも別に書いてあるわけではなく、概略図とこの下の空中写真の旗揚げの関係が、分かっている人だと、ああ、そこかって思うかもしれないんですが。

○内藤総務局長  
下を合わせた方がいいかもしれないですね。

○大川井森林保全課長  
分かりづらいかな。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりづらいか。

○内藤総務局長  
表現をね。書き方を。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
「日金町から搬入したがれき類等(■■■■・■■■■)」って書いてある、ここは上でいうと⑥区域というところなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長  
がれき類等、それがそうですね。分かりにくくなっちゃったのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
■■■■、■■■■という、この「■■■■・■■■■」という表現と、表現の仕方が上の文章とあっていないというのがちょっと分かりづらい。

○片山廃棄物リサイクル課長  
この図だと、また①区域が出てきちゃっているんですね。そうですね。

○内藤総務局長  
表現を合わせるとか。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうですね。例えばP部は取ってしまって、「■■■■・■■■■による残土搬入」は、ここで横線を引いてしまえばいいですかね。ブロックにしちゃって、上の北西区域です、下側ではこんなことが行われたんです、という感じでしょうか。ちょっとここは全体的に考えます。

○内藤総務局長  
あとはどうでしょうか。清水さん、いっぱいあるんじゃないの。

○清水総務局参事  
正直、全部まだ見切れていないものですから。ただ、明日にすれば状況が変わるかどうかわからない。考察の部分からちゃんと読みたいんですが、まだ読めていないものですから。



○内藤総務局長

では、今日はここまでにして、また次回ということで。

○清水総務局参事

次回をいつにするか。

○内藤総務局長

次第2はその他でしたね。その他、何かありますでしょうか。ないですか。  
次第の3、次回の会議について。清水さん。

○清水総務局参事

どうしようというのが正直なところなんです。

○内藤総務局長

明日大丈夫ですか、皆さん。

○清水総務局参事

もし明日の午前中にやるとしても、あまり状況は変えられないかもしれないですが。

○内藤総務局長

午前中にもう少ししっかり読んでもらって、午後。

○清水総務局参事

1時から3時半ぐらいまで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですね。そのぐらいにしよう。

○内藤総務局長

1時から3時半。分かりました。では、そうしましょう。

○清水総務局参事

いいですか。1時から3時半。

○内藤総務局長

それでは、また明日もよろしくお願いします。  
本日の会議はこれで終了します。